

鎌倉市技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

1 はじめに

技能労務職員の給与については、民間事業者と比べてその水準が高いとの指摘があり、地方公務員としての職務の性格や内容を踏まえつつ、民間の同種の職種に従事する者との均衡に一層留意し、住民の理解と納得が得られる適正な給与制度・運用となるようにすることが求められています。

本市では、これまでも技能労務職給料表と一般職給料表とを分離するとともに、二度にわたる技能労務職給料表の引下げを実施する等適正化を図ってきたところですが、改めて技能労務職員の給与等について総合的な点検を行い、見直しに向けた今後の取組方針をまとめようとするものです。

2 現状

(1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢

平成19年 4 月 1 日現在

職種	人数	平均年齢	平均給与
清掃職員	1 4 2	48.0歳	511,285円
学校給食員	2 8	47.6歳	385,453円
用務員	5 9	51.3歳	483,962円
自動車運転手	3 3	49.6歳	494,807円
その他	3 9	48.8歳	450,682円
技能労務職計	3 0 1	48.10歳	484,565円

※ その他は、電話交換手・家庭奉仕員・保育所調理員などです。

※ 平均給与とは、給料月額と扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものです。

(2) 民間従業員のデータ

平成16～18年の3ヶ年平均

職種	平均年齢	平均給与	備考
廃棄物処理業従業員	43.3歳	299,800円	全国
調理士	38.9歳	278,500円	神奈川県
用務員	53.9歳	227,200円	全国
自家用乗用自動車運転者	55.6歳	267,300円	神奈川県

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(3) 職種ごとの年齢別の人数・平均給与

平成19年4月1日現在

	清掃職員		学校給食員		用務員		自動車運転手		その他		技能労務職計	
	平均給与	人	平均給与	人	平均給与	人	平均給与	人	平均給与	人	平均給与	人
～ 31歳	367,164	2	241,304	1	296,157	3	0	0	380,515	2	328,142	8
32～ 35歳	391,535	8	264,577	4	368,304	1	372,950	2	322,409	3	348,446	18
36～ 39歳	420,897	14	269,894	2	418,826	3	410,344	1	316,915	4	390,285	24
40～ 43歳	480,298	17	315,386	6	443,748	2	433,393	4	446,627	5	438,576	34
44～ 47歳	512,708	28	394,916	1	480,736	6	478,462	6	454,921	3	497,061	44
48～ 51歳	542,251	24	403,081	2	499,211	8	505,363	7	498,490	3	519,248	44
52～ 55歳	579,526	22	450,768	1	512,166	16	524,889	5	532,437	8	543,825	52
56～ 59歳	601,905	21	512,615	10	528,247	18	550,757	8	573,162	7	557,700	64
60歳 以上	319,800	6	282,980	1	285,892	2	0	0	303,921	4	306,865	13

(4) その他技能労務職の給与に関する事項

ア 給料表

課長補佐、係長、副主査等、職務の違いによるいくつかの区分(級)が設けられています(6級制)。そして、さらに級の中でそれぞれいくつかの区分(号給)が設けられています(最高137号給=5級)。職員個々の給料月額(基本給)は、この給料表上の級と号給の組合せによって決定されます。

<参考>

級 号給	1級	2級	3級
	給料月額	給料月額	給料月額
1	132,200	160,600	184,800
⋮	⋮	⋮	⋮
51	206,100	249,500	289,200
52	207,500	251,400	291,300
53	208,900	253,300	293,400
⋮	⋮	⋮	⋮
137			

2級52号給の職員の場合、給料月額は251,400円となります。

平成19年4月1日現在の平均給料月額は、360,913円です。

イ 毎月支払われる手当

平成19年4月1日現在

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
地域手当	民間における賃金等を考慮して支給される手当 給料、扶養手当及び(管理職手当)の月額の合計額の12% ※技能労務職には管理職手当は支給されません。	同	
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給する。 配偶者 13,700円 子等(2人まで) 各7,300円 子等(3人目以降) 各6,000円 1人目について 配偶者非扶養 7,800円 配偶者なし 11,200円 16~22歳の加算 5,000円	異	配偶者 13,000円 子等(2人まで) 各6,000円 1人目について 配偶者非扶養 6,500円 配偶者なし 11,000円

住居手当	自ら居住している住宅を賃借している職員	30,100円	異	自ら居住している住宅を賃借し、月額12,000円を超える家賃を払っている職員	27,000円
	自己の住居を所有する職員	24,700円		自己の住居を所有し、新築又は購入の日から5年以内の職員	2,500円
	その他	5,100円			

その他、実費弁償に相当する通勤手当(4月、10月に6箇月分を支給)、実績に応じて支給される超過勤務手当、休日給及び特殊勤務手当が支給されています。

ウ 昇給基準

職員の昇給は、毎年1月1日に、その者の前1年間の勤務実績・勤務評価等に応じて行われます。なお、人事評価制度が確立するまでの間は「鎌倉市職員の昇給区分及び昇給の号給数に関する要綱」に基づき昇給を実施しています。

昇給基準 昇給区分		A	B	C	D	E
		極めて良好	特に良好	良好	やや良好でない	良好でない
制度完成時	一般職員	8号給以上	6号給	4号給	2号給	0号給
	55歳以上	4号給以上	3号給	2号給	1号給	0号給
現 行	一般職員			4号給	3号給以下	0号給
	55歳以上			3号給	1号給	0号給

3 基本的な考え方

本市では、平成11年6月に行革大綱である「かまくら行財政プラン」を策定しました。効率型の市政運営を目指す中で職員の処遇に関する見直しを行い、今後は行財政改革や市民サービスの向上に努力する職員の評価を適切に行うことを念頭に、現在の年功序列型の人事・評価制度を含めた職員の処遇全般について見直すこととしています。

その一環として、技能労務職員の給与等の見直しについては、平成12年4月に技能労務職給料表を一般職給料表から分離し、平成15年7月に約4,000円の給料表の引下げ、平成19年4月に約10,200円の給料表の引下げを実施しました。また、実績に応じて支給される特殊勤務手当についても、その支給対象や支給要件を見直し、全体で22種類から14種類に減じたところです。

本市の場合、県内各市に比べ技能労務職の年齢が高く、また、勤続年数も長い傾向であることが平均給与を押し上げる一因になっていると思われるが、

年功型の人事管理や賃金体系となっていないかさらに検証を行い、給料表の構造や昇任・昇格制度、諸手当の見直し等を通じてその適正化を図っていきます。

4 具体的な取組内容

(1) 給料表

本市では国の行政職俸給表（二）と異なる独自の給料表を採用しています。今後人事院勧告に基づく給与改定において、給料表上の改定率を調整するなどの措置を講じていきます。また、中高年齢層の改定率を抑制するなど給与カーブのフラット化を推進するとともに、上下の職務の級間の給料水準の重なりを縮小するなど、年功的な給与上昇を抑制するための措置をとります。

(2) 手当

国や他の自治体の現状や今後の動向を踏まえ、諸手当の支給要件や支給額等の見直しを行います。特に重点的な見直し項目として、特殊勤務手当の必要性や妥当性をさらに検証するとともに、国等との相違に幅のある住居手当の支給対象者及び額等について検討していきます。また、事務・事業の見直しを進め、超過勤務手当の縮減に努めます。

(3) 昇給・昇格

昇給については、現在試行している人事評価制度の本格的な導入後、その評価基準に応じた昇給制度の確立と運用を図っていきます。また、勧奨退職制度における退職時の特別昇給（4号給）制度を平成20年4月に廃止します。

昇格については、上位の級に格付けされている者の割合が給与水準の高さに及ぼす影響を考慮し、現在の昇任基準について見直しを視野に検討していきます。

5 その他

職員数の適正化を図るため、具体的な手法の一つとして、技能労務職については、原則退職者不補充とし、民間委託化を推進します。

また、退職者不補充による現業組織の班体制等への影響も考慮し、技能労務職の人事異動を実施することにより効率的に業務を行います。

6 おわりに

この取組方針は、平成19年7月6日付け総行給第61号、総財公第97号において、総務省自治行政局公務員部長及び総務省大臣官房審議官（公営企業担当）より通知された「技能労務職員の給与等の総合的な点検の実施について」に基づいて策定したものです。今後も引き続き、市民の方の理解と納得が得られるよう情報を開示し、給与の適正化に向け取り組んでいきます。

平成20年3月

鎌倉市職員課